



平成 28 年 3 月 31 日

【照会先】

栃木労働局総務部企画室

企画室長 堀澤 俊孝

企画室長補佐 野城 一宏

(電話) 028-634-9112

(FAX) 028-639-7107

報道関係者 各位

平成 28 年度栃木労働局行政運営方針の策定について

栃木労働局（局長 堀江雅和）は、県民のニーズと期待に応え地域に密着した労働行政を計画的かつ効果的に展開するため、「平成 28 年度栃木労働局行政運営方針」を策定しました。

県内の経済情勢は、輸出・生産面に新興国経済の減速に伴う影響などがみられるものの、緩やかに回復を続けています。

そのような中、総合労働行政機関である栃木労働局には、県内の雇用・労働におけるセーフティネット機能の発揮が強く求められています。

また、少子高齢化による人口減少社会において、国民が将来に希望を持って安心して働けるよう社会の活力を維持・発展させていくための労働行政の展開が必要となっています。

このため、栃木労働局は、地方自治体、関係機関・団体との緊密な連携の下、労働基準行政、職業安定行政及び雇用環境・均等行政の専門性を発揮しつつ一体となって総合労働行政機関として効果的な行政運営を推進してまいります。

栃木労働局労働行政運営方針のポイント

●平成 28 年度栃木労働局行政運営基本方針

地方創生に向けた「全員参加型社会」の実現と、公正・適正で納得して働くことのできる職場環境整備

長時間・過重労働をなくし、正社員転換を促進するなど、雇用環境を改善することにより、県内に働きやすい職場を増やし、女性の活躍を推進する等「しごと」の分野から経済の活性化や「地方創生」に貢献すること、及び職場環境整備を推進するため、以下の項目を重点に取り組む。

- ・職場における女性の活躍推進
- ・働き方改革の推進
- ・正社員転換・待遇改善の推進
- ・若者、高年齢者、障害者等の活躍推進
- ・過重労働による健康障害防止対策等の推進
- ・労働災害防止対策の推進

●平成 28 年度栃木労働局の重点施策

◎ 総合労働行政機関としての重点施策

(1) 労働条件の確保、雇用の安定等を図るための総合的施策の実施

局署所の連携の下、企業倒産、雇用調整等に係る情報収集を積極的に行い、不適切な解雇や雇止めの予防のための啓発指導等を実施するとともに、労働者が離職を余儀なくされた場合は、賃金不払、解雇手続、解雇についての問題や失業等給付、再就職支援などの一連の手続等について総合的かつ機動的な対応を図る。特に、大規模な倒産、雇用調整事案については、局に雇用対策本部を立ち上げて対応の強化を図る。

(2) 各分野の連携した対策の推進

- ア 少子化対策の推進
- イ 女性の活躍推進等
- ウ 改正労働者派遣法等の円滑な施行並びに派遣労働者の保護及び就業条件の確保対策等の推進
- エ 外国人労働者対策の推進
- オ 障害者の労働条件確保・雇用対策の推進

◎ 雇用環境・均等担当部署の重点施策

平成 28 年 4 月から、新たに「雇用環境・均等室」を設置し、男女共に働きやすい雇用環境を実現するために「女性の活躍推進」や「働き方改革」等の施策をワンパッケージで効果的に推進する。また、パワハラや解雇等

に関する相談窓口とマタハラやセクハラ等に関する相談窓口を一つにし、労働相談の利便性をアップするとともに、個別の労働紛争を未然に防止する取組と、解決への取組を一体的に進める。

- (1) 働き方改革の推進
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の履行確保
- (3) 総合的ハラスメント対策の一体的実施
- (4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進
- (5) 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進
- (6) パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等対策の推進
- (7) 中小企業等への無期転換ルールの普及と有期特措法の円滑な施行
- (8) 最低賃金制度の適切な運営
- (9) 適正な労働条件の整備
- (10) 個別労働関係紛争の解決の援助等
- (11) 福祉分野における人材確保等の総合的な推進

◎ 労働基準担当部署の重点施策

法定労働条件の遵守徹底のための迅速かつ厳正な対応を行うとともに、管内全体の労働環境の底上げを図るため、有力企業への働きかけ等、監督指導以外の手法も活用した労働条件の向上に向けた総合的な施策を推進する。

そして、「安心して将来に希望を持って働くことのできる環境整備」のため、次に掲げる4点を重点として平成28年度の労働基準行政の施策を展開する。

- 働き方改革の推進
- 労働条件の確保・改善
- 労働者の安全と健康の確保
- 被災労働者等に対する迅速・適正な労災補償給付

- (1) 働き方改革の推進
- (2) 労働条件の確保・改善対策
- (3) 最低賃金制度の適切な運営
- (4) 適正な労働条件の整備
- (5) 労働者の安全と健康確保対策の推進
- (6) 除染等における労働者の健康障害防止対策
- (7) 労災補償対策の推進
- (8) 労働基準監督署の窓口サービスの向上、各種権限の公正かつ斉一的な行使
- (9) 社会保険労務士制度の適切な運営

(10) 家内労働対策の推進

◎ 職業安定担当部署の重点施策

全ての人材が能力を高め、その能力を存分に発揮できるよう、若者・高齢者・女性の活躍を推進するとともに、就職困難者に対する就労支援の強化を図る。さらに、栃木県正社員転換・待遇改善実現本部において、正社員転換・待遇改善を推し進めていく。

- (1) 職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進
- (2) 正社員転換・待遇改善
- (3) 人手不足分野などにおける人材確保等の総合的な推進
- (4) 地方自治体と一体となった雇用対策の推進
- (5) 民間を活用した就職支援等
- (6) 地域雇用対策の推進
- (7) 若者の雇用対策の推進
- (8) 高年齢者の雇用対策の推進
- (9) 女性の活躍促進・ひとり親に対する就業支援の推進
- (10) 障害者等の活躍推進
- (11) 職業訓練を活用した就職支援
- (12) 職業能力開発関係業務の推進
- (13) 外国人雇用対策の推進
- (14) 雇用保険制度の安定的運営
- (15) 特別な配慮が必要な者等に対する雇用対策の推進
- (16) 民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の促進
- (17) ハローワークサービスの改善・向上と周知
- (18) 職業安定行政における目標数値の設定

◎ 労働保険適用徴収業務の重点施策

労働保険制度が、労働者のセーフティネットとしての確な役割を果たして行くため、労働保険料の適正徴収及び労働保険未手続事業に対する適用促進の取組を推進する。

- (1) 労働保険料等の適正徴収等
- (2) 労働保険の未手続事業一掃対策の推進
- (3) 労働保険率（労災保険率、雇用保険率）の周知徹底